

※ 本書面の情報は平成29年5月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

Q 1 自然災害の被災者の債務整理に関するガイドライン（以下、「自然災害ガイドライン」といいます。）とは何ですか

自然災害の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等が返済できなくなったり、今後返済できなくなったりするかもしれません。そこで、一定の要件を満たした個人の被災者が、破産等の法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際のルールとして取りまとめられたものです。

Q 2 自然災害ガイドラインのメリットは何ですか

- ① 個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。
- ② 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」の支援が無料で受けられます。
- ③ 財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。
- ④ 原則として保証人等への支払請求がされません。



Q 3 自然災害ガイドラインの対象となる自然災害とは何ですか

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会設置（平成27年9月2日）後に災害救助法の適用を受けた自然災害が対象です。災害救助法の適用状況は内閣府により公表されています。

Q 4 自然災害ガイドラインの手続の流れはどのようなものですか

- ① 手続着手の申出をする
- ② 登録支援専門家による手続支援を依頼する
- ③ 債務整理（開始）の申出
- ④ 「調停条項案」※の作成
- ⑤ 「調停条項案」の提出・説明
- ⑥ 特定調停申立
- ⑦ 調停成立
- ⑧ 支払開始

※調停条項案とは
債務整理の内容

を盛り込んだ書類のことです。



Q 5 登録支援専門家とは何ですか

「登録支援専門家」とは、中立かつ公正な立場から自然災害ガイドラインに基づく債務整理の手続を支援する専門家で、弁護士のほか、公認会計士・税理士・不動産鑑定士が該当します（弁護士以外では一部業務を実施できません。）。

愛知県で登録支援専門家弁護士の支援を依頼されるときは借入の元金総額が最大の金融機関から受領した同意書（写し）と登録支援専門家弁護士委嘱依頼書を愛知県弁護士会に提出して下さい。委嘱依頼書の書式は愛知県弁護士会ウェブサイトトップページ（<https://www.aiben.jp>）右下側にあるバナーをクリックした先のページにあります。

自然災害による
被災者の債務整理に
関するガイドライン



Q 6 資力や収入次第で自然災害ガイドラインを使うことができない場合がありますか

自然災害ガイドラインを利用するためには、生活基盤や事業基盤等が自然災害の影響を受けたことで、これまで負担してきた債務を弁済することができないこと又は近い将来において弁済することができないことが確実と見込まれること等のいくつかの要件を満たすことが必要です。個別のケースにより利用できる場合もありますので、愛知県弁護士会にご相談ください。

ただし、自然災害ガイドラインを利用することで手元に残すことのできる財産を除く資産総額が負債総額を上回る場合や、自然災害発生前から多重多額の消費者ローンを抱えている場合等は利用できません。

Q 7 事業者でも使用することはできますか

一定の要件を満たした個人事業主であれば利用できます。自然災害ガイドラインは個人債務者のための手続きなので法人は使用することができません。多額の債務を負担している法人の保証人でもある法人代表者は、法人の債務を整理した後でなければ自然災害ガイドラインは利用できないのが原則です。

Q 8 自然災害発生前からローンを滞納していたのですが自然災害ガイドラインは利用できますか

自然災害ガイドライン利用のためには自然災害が発生する以前において、延滞等の期限の利益喪失事由に該当していないことが必要です。ただし、期限の利益の喪失事由に該当する場合でも、当該対象債権者が同意する場合には自然災害ガイドラインの利用は可能です。

Q 9 債権者とリスケジュール（大まかに言うと、債務の返済条件の変更のこと）をしたり、一部の債権者にだけに返済したりしました。自然災害ガイドラインは利用できますか

利用できます。

ただし、一部の債権者にだけ先に返済した場合には自然災害ガイドラインの利用に影響のある場合がありますので、委嘱された支援専門家にお知らせください。

Q 10 債務整理（開始）の申出をするまでローンの返済は続けないといけないのですか

債務整理（開始）の申出の前でも金融機関等が返済を猶予してくれる場合もありますが、金融機関等が債務整理（開始）の申出を受領したときから返済停止（一時停止）が始まります。



Q 11 金融機関等に自然災害ガイドラインの手続着手の申出をしましたが同意してもらえません

手続着手の申出をした際、自然災害ガイドラインが定める正当な理由がないのに手続着手の同意書面の交付がない、又は遅滞している場合は、金融機関等の苦情相談窓口にご連絡いただくか愛知県弁護士会にご連絡下さい。

Q 12 自然災害ガイドラインを利用すると自宅は処分されてしまうのですか

自宅を残すことが可能な場合もあります。

住宅ローンを組む時には金融機関等が自宅敷地や自宅建物（以下、「自宅等」といいます。）に抵当権を設定していることがよくあります（以下、抵当権を設定している金融機関等のことを「担保権者」といいます。）。この場合、自宅等を売却した代金を担保権者へ優先的に返済する方法だけでなく、不動産鑑定士を追加委嘱して自宅等の公正な価額を評価してもらい、公正な価額を担保権者に一括又は分割して返済することで自宅等を残すことができます。自然災害ガイドラインでは支援専門家となる不動産鑑定士の費用も無料です。



Q 13 自然災害ガイドラインは、書類の準備や特定調停の申立等の手続きが複雑で大変そうです

この制度は被災者の自助努力による生活や事業の再建を支援することが目的とされています。

被災者だけでなく、債権者も相応の負担を負い、手続のために国費も投入されていることから公正な手続が求められているといえます。

支援専門家が中立かつ公正な立場から特定調停が成立できるように支援するのでぜひ利用して下さい。

